

機械集材装置の運転業務特別教育実施要領（則第36条第7号）

この講習を修了しないと、事業者の下で「機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材（以下、原木という）を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ）運転の業務」に就くことはできません。

（労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条第7号）

1 目的

近年、高性能林業機械（タワーヤード、スイングヤード）が普及してきており、集材装置での運転業務も増加してきております。

平成25年11月29日の省令（労働安全衛生規則）改正により車両系木材伐出機械が特別教育の対象となりましたが、このうち簡易架線集材装置・架線集材機械運転の特別教育が終了していても空中において材を運搬する場合や主索を用いる場合には、従来の機械集材装置に該当するため運転に当たっては機械集材装置運転の特別教育が必要になります。

このため、下記により講習会を開催しますので関係者の受講についてご配慮をお願いします。

2 受講対象者及び定員

対象者：現場で機械集材装置を運転する者

定員：10名

3 実施日時・場所

実施月日	時間	場所
令和8年 6月22日(月)～24日(水)	8時50分 ～17時15分	塩尻市片丘 狐久保5739 長野県林業総合センター

* 受付は8時30分からです。

4 受講料

24,000円（テキスト・消費税込）です。会員には当協会が1,000円を負担します。
欠席した場合、納入した受講料は原則返金しません

5 申込方法

別紙申込書により、受講料を添えて、下記の各分会へ申込んでください。

なお、事務所へ申込みに行く場合は、電話で事前に確認してください。

分会名	所	在	地	電話番号
上 田	上田市芳田 1818—1		上小木材協同組合内	(0268)35 - 1400
松 本	松本市島立 996 (松筑建設会館内)		松筑木材協同組合内	(0263)47 - 7466
木 曾	木曾郡上松町荻原 1579—3		木曾木材工業協同組合内	(0264)52 - 5500
長 野	長野市大字稲葉上千田沖 134-2		長野森林組合内	(026)217 - 8822
諏 訪	諏訪市城南 1—2548		諏訪木材協同組合内	(0266)52 - 2468
飯 田	飯田市常盤町 30		飯伊森林組合内	(0265)22 - 2845
中 野	飯山市静間 383-14 2階		高水木材協同組合内	(0269)67 - 0553
小 諸	小諸市平原四谷原 967—7		北佐久木材協同組合	(0267)22 - 2210
伊 那	伊那市伊那 274—1		上伊那木材協同組合内	(0265)72 - 2165
大 町	大町市平 10788-1		北アルプス森林組合内	(0261)22 - 0711

6 講習内容

【学 科】

科 目	範 囲
1 機械集材装置に関する知識	機械集材装置の集材機の種類、構造及び取扱い、集材方法等
2 ワイヤロープに関する知識	ワイヤロープの種類、ロープの止め方及び、つなぎ方の種類
3 関係法令	法、令及び安衛規則中の関係条項

【実 技】

科 目	範 囲
1 機械集材装置の集材機の運転	基本操作、応用運転
2 ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継なぎ方の種類

※両日とも作業に適した服装及びヘルメット・手袋等をお持ちください。

7 その他

- (1) 講習日当日に発熱症状(咳、咽頭痛の症状の人含む)の方は受講を控えて下さい。
- (2) 昼食はご自分でご用意下さい。